

平成24年(行ウ)第117号 発電所運転停止命令義務付請求事件

原告 134名

被告 国

証 拠 説 明 書

2013(平成25)年3月13日

大阪地方裁判所 第2民事部 合議2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁 護 士 冠 木 克 彦

弁 護 士 武 村 二 三 夫

弁 護 士 大 橋 さ ゆ り

弁 護 士 高 山 巖

弁 護 士 瀬 戸 崇 史

復代理人

弁 護 士 谷 次 郎

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考
甲 35	I C R P 2 0 0 7 年 勧 告 (6 5) 写	2007年3月	国際放射線防護委員会(ICRP)	<p>被告は第2準備書面の29頁で、「ICRPによれば、実効線量が年間100ミリシーベルトを超過すると、放射線の人体の細胞等への影響によりがんなどが発生する可能性が高くなるとされているが、年間100ミリシーベルトを下回る被ばく線量でがんの発症率が有意に上昇するとの疫学的報告は存在しない」と述べている。これは、あたかも100ミリシーベルト以下では健康影響がないとICRPが述べているかのような主張である。しかし、ICRPはこのような立場を否定し、放射線の健康影響(確率的影響)については、しきい値、すなわち、これ以下ならば影響なしという値はないという立場に立っている。ICRP2007年勧告の(65)では「委員会が勧告する実用的な放射線防護体系は、約100mSvを下回る線量においては、ある一定の線量の増加はそれに正比例して放射線起因の発がん又は遺伝性影響の確率の増加を生じるであろうという仮定に引き続き根拠を置くこととする。この線量反応モデルは一般に"直線しきい値なし"仮説又はLNTモデルとして知られている」と明記している。</p> <p>このような基本的立場に立つと、本来なら被ばく線量はゼロであるべきところ、実際にはICRPは、一般公衆の線量限度を年1ミリシーベルトと定めている。この場合の線量限度は、健康被害と経済性を天秤にかけて、一般公衆にがまんを強いる線量という意味になる。この線量限度を超えて被ばくすると、健康被害をもたらすことになるがゆえに、原告はこの線量限度を超えて被ばくするような事故を起こさないよう要求する権利をもち、この線量限度が原告適格の基準となり得るのである。</p>	

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考
甲36	司法制度改革概説 行政事件訴訟法 (抄) 53頁、218頁～219頁	写 2004年1 2月24日	小林久起	2004年改正により新設された行政事件訴訟法第9条第2項後段により、第三者の原告適格が実質的に広く認められることになると考えられると小林久起判事は考えていること。	被告第2準備書面8頁で引用されている。